

(第4回検討会議までの結論を記載)

受入れの流れ	受入れ基準の事項	放射線の事項(案)
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">災害廃棄物</div> <p>選別、破碎処理 コンテナに積み込み</p>	<p>大阪府域で処理する災害廃棄物は原則 ○可燃廃棄物(木くず、紙くず、廃プラスチック、魚網布団等可燃性のもの)。 ○可燃廃棄物にコンクリートがら、金属等が混入した混合廃棄物。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする放射性物質はセシウム134及びセシウム137とする 〔当面はセシウムを対象とし、他の核種の測定結果が出れば、必要に応じて再度検討する。〕 ・線量限度は、一般公衆、作業者とも1mSv/年以下とする。 ・受入れる廃棄物の放射能濃度の評価方法は、廃棄物の種類ごとの組成比に応じた加重平均とする。
<p>↓</p> <p>船による運搬 ◇収集運搬の基準の遵守</p>	<p>○コンテナによる輸送(海上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉式コンテナによる海上輸送とすることで放射性物質の飛散はほとんどない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">運搬</div> <p>陸揚げ</p>		
<p>↓</p> <p>車両による運搬 ◇収集運搬の基準の遵守</p>	<p>○コンテナによる輸送(陸上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・密閉式コンテナによる陸上輸送とすることで放射性物質の飛散はほとんどない。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">屋内選別施設</div> <p>仕分け(民間) ◇保管、処理基準の遵守</p>	<p>○選別、破碎等の処理は、密閉式の建屋内等で行うこと。 ・各施設の受入れ量毎に仕分け、積み込み、運搬</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質が外部に飛散しないように集じん機と排気設備が整った施設で行い、作業者については、放射性物質が直接付着しないようマスクや手袋等の防護対策を実施する。
<p>↓</p> <p>車両による運搬</p>	<p>○パッカー車もしくはダンプ(荷台シート掛)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">焼却施設</div> <p>焼却処理 ○市町村の焼却施設 ○民間の焼却施設 ◇維持管理の技術上の基準の遵守</p>	<p>○バグフィルターと湿式洗浄装置の併用又はこれと同等以上の能力の処理装置を有する施設で焼却 ○飛灰はキレート処理もしくはセメント固化もしくは熔融処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス処理については、バグフィルターで処理することで、放射性物質の飛散はほとんどない。
<p>↓</p> <p>車両による運搬 ◇収集運搬の基準の遵守</p>	<p>○ダンプ(荷台シート掛)</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">埋立処分</div> <p>○焼却灰(主灰、飛灰)等を埋立 ◇最終処分場の技術上の基準の遵守</p>	<p>○管理型最終処分場に埋立</p>	